

令和6年9月9日招集

令和6年第5回琴浦町議会定例会

琴 浦 町

# 町長提出議案

議案第 75 号	琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	75
議案第 76 号	琴浦町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部改正について	76
議案第 77 号	琴浦町国民健康保険条例の一部改正について	77
議案第 78 号	琴浦町営住宅団地集会所条例の一部改正について	78
議案第 79 号	琴浦町農業集落排水事業分担金徴収に関する条例の一部改正について	79
議案第 80 号	令和 6 年度琴浦町一般会計補正予算(第 3 号)	別冊
議案第 81 号	令和 6 年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)	別冊
議案第 82 号	令和 6 年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)	別冊
議案第 83 号	令和 6 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)	別冊
議案第 84 号	令和 6 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算(第 1 号)	別冊
議案第 85 号	令和 6 年度琴浦町赤碕財産区特別会計補正予算(第 1 号)	別冊
議案第 86 号	令和 6 年度琴浦町安田財産区特別会計補正予算(第 1 号)	別冊
議案第 87 号	令和 6 年度琴浦町以西財産区特別会計補正予算(第 1 号)	別冊
議案第 88 号	令和 6 年度琴浦町水道事業会計補正予算(第 2 号)	別冊
議案第 89 号	令和 6 年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第 2 号)	別冊

議案第 90 号	令和 5 年度琴浦町一般会計歳入歳出決算認定について	90
議案第 91 号	令和 5 年度琴浦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	91
議案第 92 号	令和 5 年度住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	92
議案第 93 号	令和 5 年度琴浦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	93
議案第 94 号	令和 5 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	94
議案第 95 号	令和 5 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計歳入歳出決算認定について	95
議案第 96 号	令和 5 年度琴浦町八橋財産区特別会計歳入歳出決算認定について	96
議案第 97 号	令和 5 年度琴浦町浦安財産区特別会計歳入歳出決算認定について	97
議案第 98 号	令和 5 年度琴浦町下郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について	98
議案第 99 号	令和 5 年度琴浦町上郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について	99
議案第 100 号	令和 5 年度琴浦町古布庄財産区特別会計歳入歳出決算認定について	100
議案第 101 号	令和 5 年度琴浦町赤碕財産区特別会計歳入歳出決算認定について	101
議案第 102 号	令和 5 年度琴浦町成美財産区特別会計歳入歳出決算認定について	102
議案第 103 号	令和 5 年度琴浦町安田財産区特別会計歳入歳出決算認定について	103
議案第 104 号	令和 5 年度琴浦町以西財産区特別会計歳入歳出決算認定について	104
議案第 105 号	令和 5 年度琴浦町水道事業会計決算認定について	105
議案第 106 号	令和 5 年度琴浦町水道事業会計剰余金の処分について	106
議案第 107 号	令和 5 年度琴浦町下水道事業会計決算認定について	107
議案第 108 号	令和 5 年度琴浦町下水道事業会計剰余金の処分について	108

議案第 109 号	建設工事請負契約の締結について〔旧浦安地区公民館解体工事〕	109
議案第 110 号	建設工事請負契約の締結について〔旧安田小学校改修工事〕	110
議案第 111 号	財産の無償譲渡について	111
議案第 112 号	財産の無償譲渡について	112
議案第 113 号	琴浦町一向平キャンプ場の指定管理者の指定について	113
議案第 114 号	鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	114

## 議案第75号

琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年9月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年琴浦町条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
1 町長	琴浦町社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度実施要綱(平成17年琴浦町訓令第17号)による利用者負担額の軽減に関する事務であって、規則に定めるもの	1 町長	琴浦町社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度実施要綱(平成17年琴浦町訓令第17号)による利用者負担額の軽減に関する事務であって規則に定めるもの
2 町長	琴浦町特別医療費助成条例(平成16年琴浦町条例第111号)による医療費の助成(同条例別表第1号から第3号までに掲げる者に係るものに限る。以下「障がい者特別医療費助成」という。)に関する事務であって、規則で定めるもの		

3 町長	琴浦町特別医療費助成条例による医療費の助成(同条例別表第4号に掲げる者に係るものに限る。以下「特定疾病特別医療費助成」という。)に関する事務であって、規則で定めるもの
4 町長	琴浦町特別医療費助成条例による医療費の助成(同条例別表第5号に掲げる者に係るものに限る。以下「ひとり親家庭特別医療費助成」という。)に関する事務であって、規則で定めるもの
5 町長	琴浦町特別医療費助成条例による医療費の助成(同条例別表第6号に掲げる者に係るものに限る。以下「小児特別医療費助成」という。)に関する事務であって、規則で定めるもの
6 町長	琴浦町心身障がい者医療費助成条例(平成16年琴浦町条例第124号)による医療費の助成(以下「心身障がい者医療費助成」という。)に関する事務であって、規則で定めるもの
7 教育委員会	琴浦町就学援助支給に関する要綱(令和5年琴浦町教育委員会訓令第1号)による就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの

2 教育委員会	琴浦町就学援助支給に関する要綱(令和5年琴浦町教育委員会訓令第1号)による就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	琴浦町社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度実施要綱による利用者負担額の軽減に関する事務であって規則に定めるもの	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。) (2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項 (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報 (4) 生活保護

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	琴浦町社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度実施要綱による利用者負担額の軽減に関する事務であって規則に定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付関係情報」という。)、生活保護法による保護の実施又は別表第1の3の項

		<p>法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報</p> <p>(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)</p>			<p>に掲げる事務若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)</p> <p>又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)</p> <p>であって規則で定めるもの</p>
2 町長	障がい者特別医療費助成に関する事務であって、規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって、規則で定めるもの</p> <p>(1) 住民基本台帳法第7条各号(第13号を除く。)に掲げる情報(以下「住民票関係情報」とい</p>			

		<p>う。)</p> <p>(2) 地方税関係情報</p> <p>(3) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)</p> <p>(4) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であり、法別表の23の項に規定する主務省令で定める事務に準ずるものであって、生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務に準ずるものに関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」とい</p>			
--	--	--	--	--	--

		<p>う。)</p> <p>(5) 中国残留 邦人等支援給 付等関係情報</p> <p>(6) 身体障害 者福祉法(昭 和24年法律第 283号)による 身体障害者手 帳に関する情 報</p> <p>(7) 精神保健 及び精神障害 者福祉に関す る法律(昭和2 5年法律第123 号)による精 神障害者保健 福祉手帳に関 する情報</p> <p>(8) 知的障害 者福祉法(昭 和35年法律第 37号)にいう 知的障害者に 関する情報</p> <p>(9) 療育手帳 制度要綱(昭 和48年厚生省 発児第156号) による療育手 帳に関する情 報</p> <p>(10) 健康保険 法(大正11年 法律第70号)、</p>		
--	--	---	--	--

		<p>船員保険法 (昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は資格に関する情報(以下「医療保険関係情報」という。)</p>			
3 町長	<p>特定疾病特別医療費助成に関する事務であつて、規則で定めるも</p>	<p>次に掲げる情報であつて、規則で定めるもの (1) 住民票関係情報 (2) 生活保護関係情報</p>			

	の	<p>(3) 外国人生活保護関係情報</p> <p>(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>(5) 医療保険関係情報</p>			
4 町長	ひとり親家庭特別医療費助成に関する事務であって、規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって、規則で定めるもの</p> <p>(1) 住民票関係情報</p> <p>(2) 地方税関係情報</p> <p>(3) 生活保護関係情報</p> <p>(4) 外国人生活保護関係情報</p> <p>(5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>(6) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)</p> <p>(7) 医療保険関係情報</p>			

5 町 長	小児特別 医療費助 成に關す る事務で あつて、規 則で定め るもの	次に掲げる情報 であつて、規則 で定めるもの (1) 住民票關 係情報 (2) 生活保護 關係情報 (3) 外国人生 活保護關係情 報 (4) 中国残留 邦人等支援給 付等關係情報 (5) 医療保険 關係情報
6 町 長	心身障が い者医療 費助成に 關する事 務であつ て、規則で 定めるも の	次に掲げる情報 であつて、規則 で定めるもの (1) 住民票關 係情報 (2) 地方税關 係情報 (3) 生活保護 關係情報 (4) 外国人生 活保護關係情 報 (5) 中国残留 邦人等支援給 付等關係情報 (6) 身体障害 者福祉法によ る身体障害者 手帳に關する 情報 (7) 精神保健

--	--	--

		及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報 (8) 知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報 (9) 療育手帳制度要綱による療育手帳に関する情報 (10) 医療保険関係情報
--	--	---

--	--	--

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	琴浦町就学援助支給に関する要綱による就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの <u>(1)</u> 地方税関係情報 <u>(2)</u> 住民基本台帳

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	琴浦町就学援助支給に関する要綱による就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は児童扶養手当法(昭

			<p>法第 7条 第4 号に 規定 する 事項</p> <p>(3) 生活 保護 法に よる 保護 の実 施又 は就 労自 立給 付金 の支 給に 関す る情 報</p> <p>(4) 中国 残留 邦人 等支 援給 付等 関係 情報</p> <p>(5) 児童 扶養</p>			<p>和36年 法律第2 38号)に よる児 童扶養 手当の 支給に 関する 情報で あつて 規則で 定める もの</p>
--	--	--	---	--	--	---

			手当 関係 情報					
--	--	--	----------------	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第76号

琴浦町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年9月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員等に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

琴浦町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員等に関する基準  
を定める条例(平成27年琴浦町条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線  
で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、<u>常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センタ</u></p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする</p>

一において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1	人員配置基準
--------------	--------

(1)～(3) 略

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1	人員配置基準
--------------	--------

号被保険者の数		号被保険者の数	
おおむね 1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね 1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね 1,000人以上 2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	おおむね 1,000人以上 2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね 2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	おおむね 2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 77 号

琴浦町国民健康保険条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 9 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例

琴浦町国民健康保険条例(平成16年琴浦町条例第127号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第10条 町は、世帯主が国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第1項若しくは <u>第5項</u> の規定による届出をせず、又は <u>虚偽の届出をした場合</u> においては、その者に対し10万円以下の過料に処することができる。	第10条 町は、世帯主が国民健康保険法(昭和33年法律第192号。)第9条第1項若しくは <u>第9項</u> の規定による届出をせず、若しくは <u>虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し10万円以下の過料に処することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第78号

琴浦町営住宅団地集会所条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町営住宅団地集会所条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年9月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町営住宅団地集会所条例の一部を改正する条例

琴浦町営住宅団地集会所条例(平成16年琴浦町条例第183号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">琴浦町船望台団地集会所</td> <td style="text-align: center;">琴浦町大字別所311番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		琴浦町船望台団地集会所	琴浦町大字別所311番地	略		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">琴浦町船望台団地集会所</td> <td style="text-align: center;">琴浦町大字別所311番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">琴浦町朝日ヶ丘団地集会所</td> <td style="text-align: center;">琴浦町大字別所334番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		琴浦町船望台団地集会所	琴浦町大字別所311番地	琴浦町朝日ヶ丘団地集会所	琴浦町大字別所334番地	略	
名称	位置																		
略																			
琴浦町船望台団地集会所	琴浦町大字別所311番地																		
略																			
名称	位置																		
略																			
琴浦町船望台団地集会所	琴浦町大字別所311番地																		
琴浦町朝日ヶ丘団地集会所	琴浦町大字別所334番地																		
略																			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第79号

琴浦町農業集落排水事業分担金徴収に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町農業集落排水事業分担金徴収に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本会議の議決を求める。

令和6年9月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町農業集落排水事業分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町農業集落排水事業分担金徴収に関する条例(平成16年琴浦町条例第155号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例における「受益者」の意義については、<u>琴浦町公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例(平成16年琴浦町条例第178号。以下「公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例」という。)</u>第2条の規定を準用する。</p> <p><u>(分担金の総額)</u></p> <p>第3条 略</p> <p><u>(分担金の額及び賦課並びに徴収の方法)</u></p> <p>第4条 受益者が負担する分担金の額及び賦課並びに徴収については、<u>公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例第4条及び第5条の規定を準用する。</u></p>	<p><u>(受益者)</u></p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、<u>当該事業の施行に係る地域の居宅及び借家、事業所等の所有者をいう。</u></p> <p><u>(分担金の賦課及び徴収)</u></p> <p>第3条 略</p> <p><u>(分担金の額及び徴収の方法)</u></p> <p>第4条 <u>受益者が負担する分担金の額は1戸当たり290,000円とし、戸数の基準は別表第1に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>2 分担金は5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者は分担金を一括して納付することができることとし、町長は一括前納した受益者に対して次の表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる報奨金を交付する。</u></p> <table border="1" data-bbox="858 1877 1401 1957"> <tr> <td data-bbox="858 1877 1134 1957">摘要</td> <td data-bbox="1134 1877 1401 1957">前納報奨金</td> </tr> </table>	摘要	前納報奨金
摘要	前納報奨金		

第1期目の納期限までに当該分担金の全期分を一括納入した場合	1戸分当たり20,000円
第2期目の納期限までに当該分担金の2・3・4・5期分を一括納入した場合	1戸分当たり10,000円

3 前項に規定するもののほか、賦課徴収については、琴浦町税条例(平成16年琴浦町条例第57号)の例による。

(分担金の督促等)

(分担金の督促等)  
第4条の2 分担金の督促及び督促手数料並びに延滞金の徴収については、公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例第9条の規定を準用する。

第4条の2 分担金の督促並びに督促手数料及び延滞金の徴収については、琴浦町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成20年琴浦町条例第46号)の規定を準用する。この場合において、同条例第5条中「14.6パーセント」とあるのは「14.5パーセント」と読み替えるものとする。

(分担金徴収の延期及び減免)

(分担金徴収の猶予及び減免)  
第5条 町長は、必要があると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、又は減免することができることとし、その基準については、公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例第6条及び第7条の規定を準用する。

第5条 町長は、必要があると認めるときは、分担金の徴収を延期し、又は減免することができることとし、その基準は別表第2及び別表第3に掲げるとおりとする。

別表第1(第4条関係)

戸数の基準

項目	戸数
1 住居等の場合	1戸
同一敷地内(連担地を含む)に	1戸

同一受益者が、住居等と借家(間借を含む)を所有する場合	
従業者10人未満の事業所等の場合	1戸
世帯数10世帯未満の民間の賃貸住宅等の場合	1戸
収容人員25人未満の旅館等の場合	1戸
同一敷地内(連担地を含む)に住居等と従業者10人未満の事業所等の場合	1戸
同一敷地内(連担地を含む)に住居等と収容人員25人未満の旅館等の場合	1戸
従業者10人以上25人未満の事業所等の場合	1.5戸
世帯数10世帯以上25世帯未満の民間の賃貸住宅等の場合	1.5戸
収容人員25人以上50人未満の旅館等の場合	1.5戸
従業者25人以上50人未満の事業所等の場合	2戸
世帯数25世帯以上の民間の賃貸住宅等の場合	2戸
収容人員50人以上100人未満の旅館等の場合	2戸
従業者50人以上100人未満の事業所等の場合	2.5戸
従業者100人以上の事業所等の場合	3戸

場合	
国及び地方公共団体の一公共施設	1戸
同一敷地内(連担地を含む)に同一地方公共団体が、複数の公共施設を所有する場合	1戸

別表第2(第5条関係)

分担金徴収猶予基準

徴収猶予項目	猶予期間	条件
1 係争地等	受益者の決定(判定)の日までの期間	
2 建築物のない土地(宅地及び雑種地等)	建築物が建設されるまでの期間(ただし5年以内)	5年を超えた場合は再申請を行うこと。
3 災害等により負担金を納付することが困難であると認められるとき。	2年以内の範囲で、その状況に応じて町長が定める。	公の罹災証明等を添付する。
4 その他町長が特に認めたとき。		町長が必要と認める書類を添付する。

別表第3(第5条関係)

分担金減免基準

該当する項目	減免の対象となる建築物又は土地	該当する主な施設	減免率
1 国又は地方公共団体が公用に供し、若しくは供することを予定している土地に係る受益者	① 学校教育法第1条に基づく学校施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園	75%
	② 社会福祉法第2条に基づく社会福祉施設	母子生活支援施設、老人ホーム、助産施設、保育所、児童厚生施設、隣保館、デイサービスセンター	75%
	③ 警察法務収容施設	刑務所、拘留所、少年鑑別所	75%
	④ 一般庁舎等	官公庁の庁舎等、図書館、体育運動施設、公民館、博物館、駐在所、公営住宅、公園等	50%

	⑤ 病院	国立・県立・町立(診療所を含む。)病院	25%
	⑥ 有料の公務員宿舎		25%
2 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者	① 企業用財産となっている施設	水道施設	25%
3 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者			100%
4 公の生活扶助を受	① 生活保護法による		100%

	<p>けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</p>	<p>生活扶助受給者が所有する施設</p>	<p>(ただし、受給期間中のみ)</p>	
		<p>② 生活扶助を受けている者に準ずると認められる生活困窮者の所有する施設</p>	<p>困窮の度合いに応じ町長が定める</p>	
5	<p>その状況により特に負担金を減免する必要が</p>	<p>① 学校教育法第1条に基づく学校で、私立学校</p>	<p>私立の小 学校、中学 校、高等学 校、大学、 高等専門 学校、特別 支援学校、</p>	<p>7 5 %</p>

あると認められる土地に係る受益者	法第3条に定める学校法人の施設（管理人又は職員等の居住に使用する建築物は除く。）	幼稚園	
	② 学校教育法第134条に規定する各種学校施設（管理人又は職員等の居住に使用する建築物は除く。）	自動車学校等各種私立学校	50%
	③ 社会福祉法第2条に基づく事業で同法第22条	私立の母子生活支援施設、老人ホーム、助産施設、保育所、児童厚生施	75%

		<p>に定める社会福祉法人が経営する社会福祉施設</p>	<p>設、隣保館、デイサービスセンター</p>
	<p>④ 宗教法人法第2条に掲げる団体が、本文に掲げる目的のために使用する施設（管理人又は職員の居住に使用する建築物は除く。）で、同法第3条に規定する境内建築物及び境内地</p>	<p>神社、寺院、教会、修道院、その他これに類する団体の本殿、拝殿、社務所、本堂、庫裏、教団事務所、参道</p>	<p>40%</p>

		⑤ 墓地、埋葬等に関する法律第2条第5項及び第6項に規定する施設及び土地	墓地、納骨堂	10 0 %
		⑥ 地域の自治的団体が公用に供する施設及び土地	消防倉庫、防火水槽	10 0 %
		⑦ 私道に係る土地	公共性のある私道敷で公道に準ずると認められるもの	10 0 %
		⑧ 文化財保護法、鳥取県及び琴浦町文化財保護条例に		10 0 %

		より指定された文化財である建築物又は土地	
		⑨ その他実情に応じて減免することが必要と認められる建築物及び土地	その都度、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第90号

令和5年度琴浦町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度琴浦町一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第91号

令和5年度琴浦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、  
令和5年度琴浦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員  
の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第92号

令和5年度琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計

歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、  
令和5年度琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について、  
監査委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第93号

令和5年度琴浦町介護保険特別会計歳入歳出決算  
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、  
令和5年度琴浦町介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意  
見を付して、本議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第94号

令和5年度琴浦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、  
令和5年度琴浦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、監査委  
員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第95号

令和5年度琴浦町船上山発電所管理特別会計歳入歳出決算  
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、  
令和5年度琴浦町船上山発電所管理特別会計歳入歳出決算について、監査  
委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第96号

令和5年度琴浦町八橋財産区特別会計歳入歳出決算  
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、  
令和5年度琴浦町八橋財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の  
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第97号

令和5年度琴浦町浦安財産区特別会計歳入歳出決算  
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、  
令和5年度琴浦町浦安財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の  
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第98号

令和5年度琴浦町下郷財産区特別会計歳入歳出決算  
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、  
令和5年度琴浦町下郷財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の  
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第99号

令和5年度琴浦町上郷財産区特別会計歳入歳出決算  
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、  
令和5年度琴浦町上郷財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の  
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第100号

令和5年度琴浦町古布庄財産区特別会計歳入歳出決算  
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、  
令和5年度琴浦町古布庄財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員  
の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第101号

令和5年度琴浦町赤碕財産区特別会計歳入歳出決算  
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、  
令和5年度琴浦町赤碕財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の  
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第102号

令和5年度琴浦町成美財産区特別会計歳入歳出決算  
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、  
令和5年度琴浦町成美財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の  
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第103号

令和5年度琴浦町安田財産区特別会計歳入歳出決算  
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、  
令和5年度琴浦町安田財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の  
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第104号

令和5年度琴浦町以西財産区特別会計歳入歳出決算  
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、  
令和5年度琴浦町以西財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の  
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第105号

令和5年度琴浦町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、令和5年度琴浦町水道事業会計決算について、監査委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第106号

令和5年度琴浦町水道事業会計剰余金の処分について

令和5年度琴浦町水道事業会計における剰余金の処分について地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、剰余金処分計算書のとおり処分することについて本議会の議決を求める。

令和6年9月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和5年度琴浦町水道事業会計剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益 剰余金
当年度末残高	1,274,268,838	301,548,221	84,238,325
議会の議決による処分	0	0	△37,659,534
建設改良積立金の積立	0	0	△37,659,534
建設改良積立金の積立 及び資本金への組入	0	0	0
資本金への組入	0	0	0
処分後残高	1,274,268,838	301,548,221	(繰越利益剰余金) 46,578,791

議案第107号

令和5年度琴浦町下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、令和5年度琴浦町下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和6年9月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第108号

令和5年度琴浦町下水道事業会計剰余金の処分について

令和5年度琴浦町下水道事業会計における剰余金の処分について地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、剰余金処分計算書のとおり処分することについて本議会の議決を求める。

令和6年9月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和5年度琴浦町下水道事業会計剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益 剰余金
当年度末残高	1,206,695,351	349,087,466	19,203,572
議会の議決による処分	0	0	△19,203,572
建設改良積立金の積立	0	0	△19,203,572
建設改良積立金の積立 及び資本金への組入	0	0	0
資本金への組入	0	0	0
処分後残高	1,206,695,351	349,087,466	（繰越利益剰余金） 0

議案第109号

建設工事請負契約の締結について  
〔旧浦安地区公民館解体工事〕

次のとおり、建設工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 旧浦安地区公民館解体工事
- 2 工 事 場 所 東伯郡琴浦町大字浦安152-3
- 3 工事完成期限 令和7年3月21日
- 4 請 負 金 額 一金 67,100,000円
- 5 契約の方法 指名競争入札
- 6 契 約 者 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東873番地  
氏名 株式会社 伊藤建設

令和6年9月9日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第110号

建設工事請負契約の締結について  
〔旧安田小学校改修工事〕

次のとおり、建設工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 旧安田小学校改修工事
- 2 工 事 場 所 東伯郡琴浦町大字籠津318番地
- 3 工事完成期限 令和7年3月14日
- 4 請 負 金 額 一金 152,900,000円（税込み）
- 5 契約の方法 限定公募型指名競争入札
- 6 契 約 者 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕817番地7  
氏名 高野組・チュウブ特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社高野組 代表取締役 高力 久美

令和6年9月9日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

## 議案第 1 1 1 号

### 財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

#### 1 財産の内容

区分	所在	地目	地積(m <sup>2</sup> )	備考
土地	琴浦町大字矢下字北田917	宅地	1,454.00	公民館用地

#### 2 相手方

- (1) 住所 琴浦町大字矢下917番地
- (2) 氏名 矢下自治会代表 山本 英明

#### 3 理由

矢下自治会は平成12年10月27日に認可地縁団体として認可済みであり、上記財産は矢下自治会が公民館用地として適切な管理を行っている。

自治活動の一層の活性化を図るため、公民館用地を無償で譲渡するものである。

令和 6 年 9 月 9 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

## 議案第 1 1 2 号

### 財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

#### 1 財産の内容

区分	所在	地目	地積(㎡)	備考
土地	琴浦町大字別所字荒神畑 333 番 1	宅地	449.55	集会所用地

区分	所在	種類及び構造	面積(㎡)
建物 (集会所)	琴浦町大字別所字荒神畑 333 番 1	木造瓦葺き平屋建	72.76

#### 2 相手方

琴浦町大字別所333番地 1

朝日ヶ丘自治会区長 桑本 優男

#### 3 理由

朝日ヶ丘自治会は、令和6年1月12日に認可地縁団体として認可済であり、上記財産は、朝日ヶ丘自治会が集会所として適切な管理を行っている。

自治会活動の一層の活性化を図るため、集会所用地及び集会所を無償で譲渡するものである。

令和 6 年 9 月 9 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 1 1 3 号

琴浦町一向平キャンプ場の指定管理者の指定について

次のとおり、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 琴浦町一向平キャンプ場
- 2 指定管理者
  - (1) 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字野井倉 6 8 8 番地 1 2 9
  - (2) 団体名 株式会社一向平キャンプ場
  - (3) 代表者 代表取締役 都築 法明
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 9 月 9 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 1 1 4 号

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、別紙のとおり鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することに関し協議することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 9 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年鳥取県指令第 200600154870 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>別表第 1（第 4 条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="113 719 772 808">1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="113 808 772 853">2 <u>資格確認書等</u>の引渡し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="113 853 772 943">3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="113 943 772 1032">4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="113 1032 772 1077">5 保険料に関する申請の受付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="113 1077 772 1135">6 上記事務に付随する事務</td> </tr> </table>	1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	2 <u>資格確認書等</u> の引渡し	3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付	4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	5 保険料に関する申請の受付	6 上記事務に付随する事務	<p>別表第 1（第 4 条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="799 719 1458 808">1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 808 1458 853">2 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 853 1458 943">3 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 943 1458 1032">4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1032 1458 1077">5 保険料に関する申請の受付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1077 1458 1135">6 上記事務に付随する事務</td> </tr> </table>	1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し	3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付	4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	5 保険料に関する申請の受付	6 上記事務に付随する事務
1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付													
2 <u>資格確認書等</u> の引渡し													
3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付													
4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し													
5 保険料に関する申請の受付													
6 上記事務に付随する事務													
1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付													
2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し													
3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付													
4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し													
5 保険料に関する申請の受付													
6 上記事務に付随する事務													

附 則

（施行期日）

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。